

狭あい道路拡幅整備協議申出の要件について

狭あい道路拡幅整備協議の申出をする際は、以下3項目の要件を御確認ください。
3項目全ての要件を満たす場合に受付できます。

① 申出地が公道（市道）の建築基準法第42条第2項道路に接している

私道の建築基準法第42条第2項道路は、受付できません。

建築基準法のどの道路に該当するかは、建築指導課（市役所6階）で御確認ください。

② 接する公道等（市道、国道、都道、河川、水路、畦畔等の公共用地）について境界確定が 終わっている

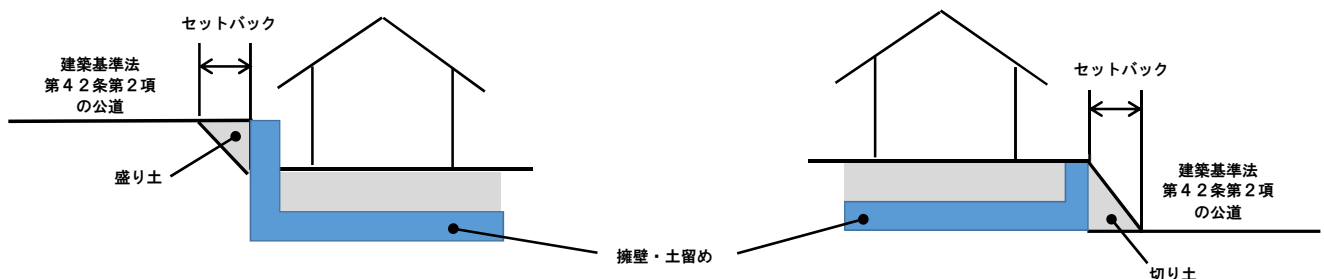
境界確定が終わっているかどうかは、道路管理課（市役所7階）や、公共用地の管理部署で御確認ください。

③ セットバックする土地と道路に高低差が無い

セットバックする土地と道路に高低差があり、盛り土や切り土、それに伴う擁壁や土留めの設置が新たに必要となる場合、受付できません（L形側溝の設置工事ができないため）。

※申出者の自費で擁壁や土留めの設置まで実施する予定がある場合は、工事できる可能性もありますので、事前に御相談ください（土地の形状や傾斜も影響するため、工事できない場合もあります）。

※イメージ図



詳しくはパンフレットを御覧いただくか、担当者までお尋ねください。

担当 まちづくり推進課 測量係 狭あい担当
042-481-7549（直通）